

建 管 第 1 6 3 0 号

令和8年(2026年)3月2日

一般社団法人 北海道電業協会会長 様

農政部農村振興局事業調整課長

水産林務部総務課長

建設部建設政策局建設管理課長

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の改正に伴う工事費内訳書記載内容に係る取扱いについて

日頃より北海道における建設行政の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年12月12日に施行された「建設業法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第49号）により、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号。以下「入契法」という。）が改正され、工事費内訳書の記載内容に係る当面の間の取扱いについては、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の改正に伴う工事費内訳書記載内容に係る当面の取扱いについて」（令和7年12月12日付建管第1255号）により示していたところですが、今般、法改正の趣旨に則った内訳書様式の提示に伴う準備が完了したことから、令和8年4月1日以後において行われる公告及びその他の契約の申込みの誘引が行われる入札においては、材料費等の必要経費を含む内訳書様式を提示することといたします。

なお、材料費等の必要経費を含む内訳書の作成については、入契法第12条の趣旨を踏まえたものになりますので、適切に計上し記載してください。

また、道が示す内訳書様式における項目が全て記載されていない場合には、当該内訳書に係る入札は無効となりますので、工事費内訳書作成にあたっては、このことについて留意するよう、各会員の皆様に対し周知していただきますようお願いいたします。

農政部農村振興局事業調整課主査（事業契約）
水産林務部総務課管理係
建設部建設政策局建設管理課工事管理係